

長 期

群 会 第 2 8 号

平成 2 2 年 2 月 1 5 日

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

群馬県警察工事成績評定要領の制定について（通達）

群馬県警察が行う国費支弁の公共工事について、入札・契約の適正化を促進し、公共工事の品質確保、不適格業者の排除及び技術力豊かな優良企業による競争の推進を図るため、別添のとおり群馬県警察工事成績評定要領を制定し、平成22年4月1日から施行することとしたので誤りのないようにされたい。

記

1 概要

公共工事における監督員、及び検査員が行っていた業務を数値化及び評定した上で、支出負担行為担当官に報告を行うとともに、請負業者に対し評定結果を通知するもの。

2 評定対象工事

1 件の請負金額が500万円を超える国費支弁の工事を対象とする。

3 運用開始年月日

平成22年4月1日

本件担当：会計課施設室営繕係

警 電：2271、2275

別添

群馬県警察工事成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第6条の規定により、群馬県警察本部が所掌する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ適正な評定の実施を図り、もって請負者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定の対象は、原則として1件の請負金額（国費支弁）が500万円を超える請負工事について行うものとする。ただし、電気、ガス、水道又は電話の引込工事等で支出負担行為担当官が必要のないと認めたものについては、評定を省略することができる。

(評定の内容)

第3 工事成績の評定は、工事の施工状況、目的物の品質等について行うものとする。

(評定者)

第4 第3の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の11の規定による工事の請負契約についての監督を行う者（以下「技術評価官」という。）及び検査を行う者（以下「技術検査官」という。）とする。

(評定の方法)

第5 評定は、必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとし、評定の方法は次に掲げる事項による。

- 1 評定は、別記様式第1「工事成績採点表」、別記様式第2「細目別評定点採点表」、別表1「考査項目別運用表」及び別表2「施工プロセスチェックリスト」により行うものとする。
- 2 評定結果は、別記様式第3「工事成績評定表」に記録するものとする。
- 3 請負契約により工事監理業務を実施している場合は、監理業務請負者との協議により評定を行うものとする。

(評定の時期)

第6 技術検査官は検査を実施したときに、技術評価官は工事が完成(一部完成を含む。)したときにそれぞれ評定を行うものとする。

(評定表等の提出)

第7 評定者は、工事が完成(一部完成を除く。)したときは、遅滞なく支出負担行為担当官に評定表等を提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第8 支出負担行為担当官は、評定者から評定表等の提出がなされた後、当該工事の請負者に速やかに別記様式第4により通知するものとする。

(評定の修正)

第9 支出負担行為担当官は、第8の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 支出負担行為担当官は、前項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

(説明請求等)

第10 第8又は第9による通知を受けた請負者は、通知を受けた日から起算して10日(この期間には、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に規定する行政機関の休日を含まない。)以内に、書面により、通知を行った支出負担行為担当官に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 支出負担行為担当官は、前項による説明を求められたときは、速やかに別記様式第5により回答するものとする。

3 支出負担行為担当官は、前項の回答をする場合、群馬県警察工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

別記様式省略